

道路橋梁災害復旧事業

山間部の道路においては、台風の降雨や近年多く発生している集中豪雨が原因となって、道路上への山側からの崩落土砂の堆積、また道路本体の崩落並びに冠水等により一般の通行が不可能となる場合がある。

本事業は、災害により通行が不可能、あるいは通行が危険となった道路の早急な機能復旧を行うことにより、市民生活の安全・安心を確保するものである。

道路災害は必ずしも毎年発生するわけではないが、発生した場合には早急な対応が求められる。

平成27年度においては、7月の台風11号の影響で市道下里大野線の一部区間が崩落し、車両の通行が不可能となったため応急復旧工事を含む復旧工事を実施した。

1. 災害復旧工事の実施

下記のとおり応急復旧工事にて一般の通行を確保し、その後本復旧工事を実施した。

	工 事 名	工 事 費 (円)	工 期	工 事 概 要
1	市道下里大野線崩土撤去応急復旧工事	1,085,400	H27.7.18 ~ H27.8.28	施工延長L=4.5m 崩土撤去工 1式 路肩応急復旧工 1式
2	市道下里大野線災害復旧工事	2,724,840	H28.1.8 ~ H28.3.25	施工延長L=15.0m ブロック積工 A=46.4㎡ アスファルト舗装工 A=32.3㎡ ガードレール設置工 L=16.0m